

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
6月23日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定(厚政課)……………二
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………二
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………二
- 公告
 - 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区麻郷奥換地区)の換地処分(農村整備課)……………三
 - 一般競争入札の実施(物品管理課)……………三
- 公安委告示
 - 山口県暴力追放運動推進センターの変更の届出……………四



山口県告示第百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和八年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

山陽小野田市赤崎一丁目七五一五の五六の一部
二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 三井外科医	宇部市昭和町四丁目四番一六号	令和八、四、一
名和田内科	〃 居能町三丁目一番五号	三、三一
松村内科医院	防府市南松崎町五番二〇号	〃 〃
野田整形外科クリニツク	柳井市天神一七の一六	〃 〃
三澤医院	美祢市西厚保町本郷四一二	〃 〃
いまだ歯科医院	萩市大字今古萩町五八	四、一五
すずき歯科医院	光市光井四丁目三四番八号	〃 〃
さくら薬局	山口市後河原四七の二	三、三一
わかば薬局	〃 大内長野一五六九の一五	〃 〃
クローバー薬局	〃 阿知須一一九八の七	〃 〃
車町薬局	下松市大手町二丁目六番一一号	〃 〃
クローバー薬局そお店	岩国市車町二丁目二番四五号	〃 〃
くまげ薬局	〃 周東町祖生五七一八の八	〃 〃
クローバー薬局	周南市大字呼坂八三八の一	〃 〃
さくら薬局	山陽小野田市中川六丁目六六六二	〃 〃
周東薬局	大島郡周防大島町大字土居横田七 六四の四	〃 〃
	熊毛郡平生町大字平生村七六五の 二	〃 〃

域及び区分について法第八八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
奈古区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	



(一六六) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区麻郷奥換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区麻郷奥換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和八年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和八年六月八日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区麻郷奥換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(一六七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

避難所用テント式パーティション等 千五百セット

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和九年三月三十日

(四) 納入場所

山口宇部有料道路管理事務所及び宇部東料金所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、消防保安用品について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和八年六月二十三日から同年八月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金

額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和八年八月三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和八年八月四日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和八年八月四日午前十一時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

令和八年六月二十三日印刷
令和八年六月二十三日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年七月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: 1,500 sets of tent-type partitions for evacuation shelters, etc.
- (3) Delivery period: March 30, 2027
- (4) Delivery place: Yamaguchi-Ube Toll Road Administration Office and Ube-Higashi Toll Gate 701-16 and 708-22 Uematsu, Oaza Higashi-Kiwa, Ube City
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 6, 2026
(If brought in person: 11:00 A.M. August 7, 2026)



山口県公安委員会告示第十八号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから次のとおり変更の届出があった。

令和八年六月二十三日

山口県公安委員会

変更事項	変更内容		変更年月日
	変更後	変更前	
代表者	弘田 公	光井 一彦	令和八年五月二十八日